

相談日 年 月 日 現受給者名/生年月日 ()

相談者名/生年月日 ()

相談者の連絡先 ()

児童手当受給者変更について

離婚又は離婚前提の事由により児童手当の受給者変更を希望する場合、原則、支給開始月は要件が揃った月の翌月分からとなります。申請が遅れると、遅れた月分の手当は受けられません。

1. 申請要件

必須要件とAまたはBのどちらかの要件を満たす場合、受給者変更が可能となります。

必須要件

住民票上、現受給者と子が別居しており、且つ、請求希望者と子が同居していること。
または住民票上、現受給者と子が別世帯であり、且つ、請求希望者と子が同一世帯であること。

要件A ※消滅届に記載された消滅事由の発生した日付の翌日から数えて **15日以内**の申請が必要です。

現受給者が消滅届を提出し、請求希望者が新規申請すること。

要件B

請求希望者が、離婚前提等による別居であることを申立て新規申請すること。

2. 手続きに必要なもの

A	<ul style="list-style-type: none">■ 児童手当・特例給付認定請求書<input type="checkbox"/> 印鑑<input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し<input type="checkbox"/> 請求者名義の健康保険証又は年金加入証明書の写し<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等、郵送の場合は写しを添付）<input type="checkbox"/> 現受給者が記入した消滅届（現受給者の免許証等の写しを添付要/郵送での提出可）
B	<ul style="list-style-type: none">■ 児童手当・特例給付認定請求書<input type="checkbox"/> 印鑑<input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し<input type="checkbox"/> 請求者名義の健康保険証又は年金加入証明書の写し<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等、郵送の場合は写しを添付）<input type="checkbox"/> 児童手当等の受給資格に係る申立書<input type="checkbox"/> 離婚協議中であることを明らかにできる書類 例：協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書 等 <p>※原則、認定請求書提出日の同月以前のもを御提出ください。請求日より後の日付による書類を御用意いただいた場合、不支給月が発生するおそれがあります。</p>

・ 郵送の場合、受付日は流山市役所に到着した日付となります。

※御不明な点等ございましたら、流山市役所子ども家庭課児童手当担当まで御連絡下さい。 ☎04-7150-6082